

## 触法少年からの押収物に係る県帰属の手続等について（例規通達）

### 【概要】

この通達は、触法少年に係る事件の調査に関し、押収物の還付を受けるべき者の所在不明その他の事由によって、その物の還付をすることができない場合における押収物について県帰属とする手続等について必要な事項を定めたものである。